3　旧農林共済組合の組合員であった者が平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第五十九条の二に規定する状態に該当するものであるときは、前項第一号に掲げる書類に代えて、旧農林共済組合の組合員であった者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（特例遺族農林年金に関する胎児出生の届出）

第四十一条　第二十一条の規定は、特例遺族農林年金の受給権者について準用する。この場合において、同条第一項中「平成十三年統合法附則第三十七条第四項」とあるのは、「平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第五十九条第三項」と読み替えるものとする。

（所在不明による支給の停止の請求）

第四十二条　特例遺族農林年金の受給権者が一年以上所在不明である場合において、平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項の規定により所在不明である者の特例遺族農林年金の支給の停止を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を存続組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び基礎年金番号並びに所在不明である者との続柄

二　所在不明である者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三　特例遺族農林年金の年金証書番号

四　払渡機関の名称及び所在地並びに預貯金の口座番号

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項のいずれかに該当する事実を証明する書類

二　請求者が、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は孫であるときは、婚姻をしていないことを証明する書類

三　請求者が、障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫であるときは、障害の状態に関する診断書

四　特例遺族農林年金の年金証書

（妻に対する加算に関する届出）

第四十三条　平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された特例遺族農林年金の受給権者である妻は、国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができることとなったとき、又はその支給を受けることができなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例遺族農林年金の受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　特例遺族農林年金の年金証書番号

三　国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができることとなった年月日又はその支給を受けることができないこととなった年月日並びにその年金証書の記号及び番号

2　前項の届書には、国民年金法による遺族基礎年金の年金証書の写しを添えなければならない。

（削る）

（削る）

（削る）